

# 行政情報

## 生活にお困りの方への新たな支援制度が始まりました

本年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されました。

生活に不安を抱えている方や、仕事に就く自信のない方等、ひとりで悩まずにご相談ください。どうしたらいいかを一緒に考え、生活の安定や就労促進等、解決に向けたお手伝いをします。

### 対象

市内に在住の方で、経済的に困りの方(生活保護

を受給されている方は対象外です)

問 保護課(内線2504)

## 太陽光発電システム等(太陽光発電システム、蓄電システム、HEMS(エネルギー管理システム)を設置した方へ補助金!

### 受付期間

5月1日(金)～平成28年3月31日(木)(予算がなくなり次第終了)

### 対象

・太陽光発電システム：本年4月1日以降に電力会社と太陽光受給契約(系統連係電圧は低圧で、配線方法は余剰配線とした契約に限る)を締結した方、または、平成26年度中に同様の太陽光受給契約を締結し、この補助をまだ受けていない方

・設置用リチウム蓄電池およびHEMS：本年4月1日以降に設置を完了した方、または、平成26年度中に同様の設置を完了し、この補助をまだ受けていない方

### 申請方法

※新設が対象で、増設等は対象外となります。  
申請書に必要書類を添えて持参するか郵送(必ず書留等配達記録が残る方法)

## 認知症サポーターになりませんか

「認知症」とは、誰でも起こりうる脳の病気で、65歳以上では10人に1人にその症状があるといわれています。市では、認知症になって暮らせるまちを目指しています。

申・問 環境課 (内線3368・3367)

認知症サポーターとは

認知症について学び、正しい知識を持って、認知症の人や家族を温かく見守り支える人のことをいいます。「認知症サポーター養成講座」を受講することで、どなたでもなることができます。地域や職場で、自分が認知症の人に何ができるか考えていけるよう、認知症について学んでみませんか。

講座では、認知症の症状や認知症の人と接する時の心構え等をわかりやすく説明します。(90分程度) 講座を受講するには、自治会や職場等の団体・グループ単位(10人以上)での申し込みが必要です。希望の日時、人数、会場等をお知らせください。養成講座の専門の講師を派遣します。

申・問 福祉総務課 (内線2453)

## 石巻消防署西分署運用開始

蛇田地区の消防力強化を図るため建設していた「石巻消防署西分署」(向陽町五丁目12-1)が5月1日(金)より運用を開始しました。

問 防災推進課 (内線4177)

## 春の交通安全運動が始まります

5月11日(月)から20日(水)までの10日間、春の交通安全運動が展開されます。皆さんの力で、交通事故のない安全・安心な交通社会をつくりましょう。

○運動の基本  
「子どもと高齢者の交通事故防止」  
○重点項目



- ①自転車の安全利用の推進 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶

問 危機対策課 (内線4165)

## 土砂災害に備えましょう

これからの季節、台風や大雨で土砂災害の危険性が高まります。土砂災害から身を守るためには、気象情報を確認し、危険と思われるときは早めの避難を心がけましょう。土砂災害の危険箇所等の情報はホームページで確認できます。

問 危機対策課(内線4155・4168)

## 石巻霊園墓所申込受付開始

申請書配付期間 5月18日(月)～22日(金) (午前9時～正午、午後1時～5時)

申請書受付期間 5月25日(月)～29日(金) (午前9時～正午、午後1時～5時)

### 申請書配付・受付場所

市役所3階環境課(混み合う場合は、受付場所を変更することがあります)  
※各総合支所および支所で申請書の受取りはできません。また、郵送での申請は受け付けません。

### 使用許可予定区画数

4平方メートル墓所 18区画(新規1区画、返還17区画)

5平方メートル墓所 1区画(返還1区画)

6平方メートル墓所 18区画(新規4区画、返還14区画)

9平方メートル墓所 4区画(新規4区画)

12平方メートル墓所 7区画(返還7区画)

※返還 一度使用許可をした墓所が返還されたもの

※新規 一度も使用許可をしていない墓所

### 墓碑等の制限

墓碑等の高さや外柵(囲い)および縁石については、制限がありますのでご確認ください。

### 申込資格(次の要件を全て満たす方)

- (1)平成27年2月18日以前から市内に住所を有する方で、墓所の祭し者。
- (2)申込者(家族を含む)が、墓所(納骨堂は含まない)を有していないこと。ただし、網地島および田代島に墓所を有している方は申し込みができます。
- (3)焼骨を有する方。(死体(胎)埋・火葬許可証または寺院の焼骨埋収蔵の確認書が必要です)ただし、東日本大震災で遺体が発見されずに死亡認定を受けられたご遺族は申し込みができます。

抽選日時 6月6日(土) 午前10時 抽選会場 総合体育館

### 永代使用料

4平方メートル墓所 94,600円 5平方メートル墓所 133,100円

6平方メートル墓所 178,200円 9平方メートル墓所 333,300円

12平方メートル墓所 534,600円

問 環境課(内線3365)

## ご存知ですか?(特別)児童扶養手当・母子父子家庭医療費助成制度

### 児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童(または、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある方)を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

※遺族年金等の公的年金を受け取る資格がある方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合に、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

※施設入所者等は手当が支給されません。

### 対象児童

- 父母が婚姻を解消し、父または母と生計を同じくしていない児童
- 父または母が死亡した児童 ●父または母が重度の障害者である児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母がDV防止および被害者保護に関する法律の規定による保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童 ●父・母ともに不明である児童(孤児等)

手当月額 (物価スライド等により改定される場合があります。)

児童一人の場合 全部支給 42,000円

一部支給 41,990円～9,910円の間10円単位で区分

2人目 5,000円加算

3人目以降 1人につき3,000円加算

※手当を受給してから5年を経過した時(手当を受給してから5年を経過していても、支給要件である離婚や死別等から7年経過した時)は、手当額の一部が支給停止となる場合があります。

特別児童扶養手当 心身に障害のある20歳未満の児童の父母、またはその児童を養育している方に支給されます。

※所定の診断書により障害の程度を判定しますが、療育手帳Aに該当するときや、身体障害者手帳の1級と2級および3級と4級の一部に該当するとき(内部障害は除く)は、診断書を省略できる場合があります。

※児童が福祉施設に入所しているときや、障害を事由とする公的年金を受けているときは支給されません。

手当月額 (物価スライド等により改定される場合があります。)

1級 51,100円 2級 34,030円

### 母子・父子家庭医療費助成

母子・父子家庭を対象に医療費を助成する制度です。

健康保険等により、本人の負担する額から、入院の場合は、1件2,000円(食事療養費除く)、外来の場合は、1件1,000円を差し引いた金額を助成します。ただし、高額医療費または、付加給付金が支給される場合は、その額を差し引きます。

※いずれの制度も所得制限があります。

申・問 子育て支援課(内線2512・2513)・各総合支所保健福祉課

### 産業創造助成金制度

産業振興と雇用拡大を図るため、創造的事業を行う事業者に対して助成金を交付します。

○対象

- ①市内に事務所または事業所を有する中小企業者、個人事業者
- ②東松島市または女川町に事務所または事業所を有する中小企業者、個人事業者で①の者と共同して対象事業を行うものの代表者
- ③市外(東松島市または女川町を除く)に事務所または事業所を有する中小企業者、個人事業者であって、支店、営業所等を市内に有しており①の者と共同して対象事業を行うものの代表者

○助成金額

対象事業・区分	助成額
人材育成事業	対象経費の1/2以内(交付限度額50万円)
研究開発事業	対象経費の1/2以内(交付限度額250万円)
情報提供事業	対象経費の1/2以内(交付限度額50万円) ※平成26年4月1日から3年間 東日本大震災により損害を受けた程度が全壊またはそれに準じる大規模な被害を受けたものが「販路拡大を目的とした商品見本市等」に出展する場合 対象経費の3/4以内(交付限度額100万円)
業務支援事業	対象経費の1/2以内(交付限度額50万円)

※随時受け付けています。ただし、事業着手の30日前までに申請書を提出してください。

申・問 商工課(内線3525)

### 6次産業化・地産地消推進センターのご案内

6次産業化の担い手となる人材育成と事業化支援を行い、1次産業事業者の経営多角化、所得向上と地場産業の振興を推進するため、6次産業化・地産地消推進センターを設置しています。

電話等で相談を伺い、専門的な知識を持った支援員を派遣し、6次産業化に向けたアドバイス等を無料で行います。

申・問 6次産業化・地産地消推進センター ☎98-9356  
(立町二丁目6-23 立町復興ふれあい商店街内)  
市商工課(内線3525・3526)

### 6次産業化・地産地消推進助成金制度

農林漁業者と地域の事業者との連携を強化し、地域資源の高付加価値化を図るため、1次・2次・3次産業を営む事業者がネットワークを形成して取り組む商品開発や販路開拓等の事業に対し助成金を交付します。

○対象

- ①ネットワークを形成して事業に取り組む市内事業者
- ②市税および国民健康保険税を完納しており、かつ、助成金交付終了後も事業の継続が確実であると認められるもの

○助成金額(平成28年3月31日までの金額)

対象事業・区分	助成額
新商品開発事業	対象経費の10/10以内(交付限度額 1事業者あたり50万円)
販路開拓事業	対象経費の10/10以内(交付限度額 1事業者あたり50万円)
施設整備事業	対象経費の1/2以内(交付限度額 1事業者あたり200万円)

※随時受け付けています。ただし、事業着手の30日前までに申請書を提出してください。

申・問 商工課(内線3526)

## 固定資産税・都市計画税のお知らせ

◎納税通知書を発送します

平成27年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月1日(金)に発送します。

納期限

- 第1期 6月1日(月) 第2期 7月31日(金)
- 第3期 11月30日(月) 第4期 平成28年2月29日(月)

記載内容は本年1月1日現在における資産の状況となっていますので、異なる場合はご連絡をお願いします。

なお、固定資産税・都市計画税のあらましについては、ホームページをご覧ください。

◎津波被害による減免について

東日本大震災による津波により被害を受けた区域のうち、一定の要件に該当する区域に適用されてきた課税免除は平成26年度をもって廃止されましたが、引

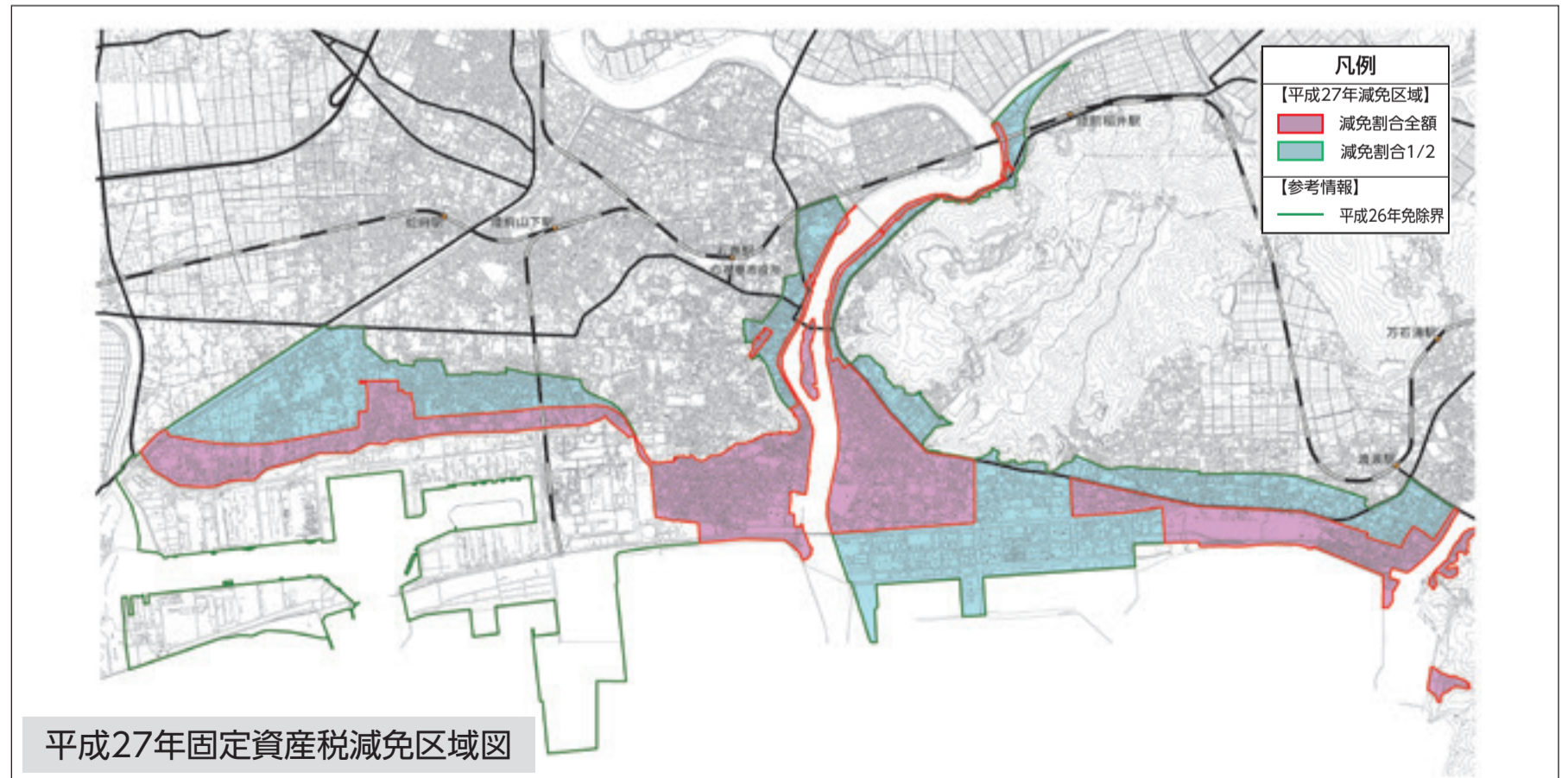
き続き被災者の方々の負担軽減を図るため、本年度は、「平成27年固定資産税減免区域」の範囲において課税の減免を行います。減免申請書の提出は不要となりますので、詳細については、送付される納税通知書でご確認ください。

なお、縦覧期間内(6月1日(月)まで)であれば無料で課税台帳の閲覧が可能ですのでご利用ください。

◎被災代替資産の特例

被災した資産に代わる資産を取得した場合、代替特例があり、適用を受けるためには申告書の提出が必要です。

償却資産の申告時や新・増築家屋の調査時は聞き取りの上、申告をいただいています。土地を先行取得した場合は該当するのかわかりませんので、お問い合わせください。



平成27年固定資産税減免区域図

問 資産税課(内線3115・3119・3122)

# 行政情報

## 浄化槽を使用している皆さんへ!

水辺環境を守るためには適正な維持管理が必要です。

浄化槽は、保守点検・清掃および年一回の法定検査を行うことが法律で義務付けられています。

■保守点検とは  
機器等の調整や故障がないかの確認、消毒薬の補充、害虫の駆除等です。

■清掃とは  
浄化槽内の汚泥等の吸引や機器類の洗浄清掃等です。

■法定検査とは  
浄化槽の放流水が適正に放流されているか、保守点検や清掃が適切に行われているかを判断するものです。

申・問 下水道管理課  
(内線5689)

## 浄化槽の設置に補助制度があります

河川等の水質汚濁防止を図り、快適で住みよい生活環境をつくるため、「浄化槽」を設置する方に補助金を交付しています。

■補助対象  
申請者が使用する一般住宅に限りです。  
(ただし、下水道事業認可区域等は補助対象となりません)

※浄化槽設置工事をする前に申請してください。  
詳しくは、ホームページをご覧ください。

### ■補助金額

- ①5人槽 332,000円
- ②6〜7人槽 414,000円
- ③8〜10人槽 548,000円

申・問 下水道管理課  
(内線5689)

## 空き地は適正に管理しましょう!

空き地の所有者は、雑草が繁茂し、害虫の発生等により周辺の住民の迷惑にならないように適正に管理しましょう。

※空き地には、囲いをする等ごみが投棄されないようになさってください。

問 環境課  
(内線3363・3364)

## 雨水利用タンクを設置した方へ補助金!

雨水の有効利用を促進するため、雨水利用タンク促進事業補助金の申請受付を開始します。

### ■受付期間

5月1日(金)〜平成28年3月31日(木)(予算がなくなり次第終了)

対象 市内に住所を有する個人

または市内に事業所等を置く法人で、平成26年4月1日以降に市販されている80ℓ以上の雨水利用タンク(雨水貯留槽)を設置した方で、この補助をまだ受けていない方。

### ■雨水タンクのメリット

①雨水を庭木に利用することにより、水道、下水道代の節約になります。

②災害等の断水時に、貯めた雨水をトイレ等の雑用水に利用できます。

### ■補助金の額

雨水タンクの購入(設置費用含む)費用の3分の1とし、上限は2万円です。

### ■申請方法

申請書に必要書類を添えて持参するか郵送(必ず書留等配達記録が残る方法)してください。申請書は、環境課、各総合支所、市民生活課および各支所の窓口で交付しています。また、ホームページからもダウンロードできます。

### ■申・問

〒981-8501(住所不要)環境課  
(内線3368・3367)

## 軽自動車税の納税通知書を発送します

軽自動車を所有する方へ5月1日(金)に納税通知書を発送します。納期限は6月1日(月)です。通知書がお手元に届かない場合は、お問い合わせください。

なお、原動機付自転車、軽二輪、小型特殊、小型二輪については平成28年度からの税率変更となりましたのでお知らせします。

### ■身体障害者の方は軽自動車税が減免になります

身体のあるいは精神に障害がある方の使用する軽自動車が必要要件に該当する場合には、申請により軽自動車税の減免が受けられます。

### ■申請に必要なもの

車検証、運転免許証、身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印かん

### ■申請期間

5月1日(金)〜25日(月)  
市民税課  
(内線3101)

### ■各支所

各総合支所市民生活課

## 地価公示ってなに?

地価公示とは、一般の土地売買の際の目安となる価格を示すものです。また、相続税評価の際の基準資料等としても用いられます。

### ■申・問

〒981-8501(住所不要)環境課  
(内線3368・3367)

## 自動車税納付のお知らせ

平成27年度自動車税の納期限は、6月1日(月)です。忘れずに納期限内に納税してください。

東部県税事務所では、納税相談も随時行っていますのでご利用ください。

### ■東部県税事務所

☎95-11520

## 資源物の持ち去りは条例により禁止です!

ごみ集積所に出された古新聞等の資源物を、市または市が委託した業者以外の方が収集することは条例により禁止されています。

市では継続してパトロールを行い、資源物持ち去り行為者の摘発を実施しています。

### ■資源物の持ち去り行為を

発見した場合は、トラブルに巻き込まれる可能性がありますので、直接注意せず

に日時・場所・車両のナンバーや特徴等を連絡くださいますようお願いいたします。

### ■廃棄物対策課

(内線3375・3376)

## 不法投棄はしない・させない・許さない

悪徳業者や心無い人等による廃棄物の不法投棄が多発しています。

### ■不法投棄は犯罪であり、

法律で禁止された悪質な行為です。土地の所有者や管理者の方は、不法投棄されないよう、適切な管理を心がけてください。

### ■なお、警察もパトロール

巡回していますが、不法投

棄物に関する情報がありましたら、お近くの警察署または交番・駐在所、もしくは廃棄物対策課へご連絡ください。

### ■廃棄物対策課

(内線3375・3376)

## 市立保育所の臨時保育士・パート保育士を募集しています

### ■保育士を希望する方は、

履歴書に保育士証の写しを添えて、子育て支援課まで持参または郵送してください。勤務条件等詳しくはホームページをご覧ください。

### ■申・問

〒981-8501(住所不要)子育て支援課  
(内線2524)

## 市民相談センターから『高齢者を狙った訪問販売』

自宅に居ることが多い高齢者を狙った訪問販売によるトラブル相談が後を絶ちません。

内容の多くは、強引な勧誘を断ることができず、必要のない商品や工事契約を交わしてしまったものです。

勧誘されてもすぐには申し込まず、必ず家族と相談してから慎重に契約しましょう。

最近は手口も巧妙になってきていますので、少しでも不安な点がある場合は市民相談センターまでご相談ください。

問 市民相談センター(消費生活相談) ☎23-5040

## 石巻警察署から《未成年の飲酒・喫煙》

未成年の飲酒・喫煙は法律違反です。

未成年者に対し、保護者が飲酒・喫煙をやめさせないときや販売者が年齢を確認せず酒やタバコを販売したときは、法律により罰せられることがあります。

(例 保護者が子どもにtaspoカードを貸し出し、タバコを買わせた)

平成26年中、県内では2,000人以上の子どもたちが飲酒・喫煙で補導されており、石巻署管内では、喫煙による少年補導が増加しています。

未成年者の飲酒・喫煙防止にご協力をお願いします。

問 石巻警察署生活安全課 ☎95-4141  
市民相談センター(内線2542)

## ■空間放射線量の測定結果

(単位:マイクロシベルト/時)

測定箇所	測定結果	測定期間
市役所北出入り口前	0.05~0.07	3/2~3/31
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園(敷地)	0.05~0.09	3/2~3/27
公共施設等(ホットスポット調査)	0.05~0.09	3/2~3/27
牡鹿地区集落	0.05~0.10	3/2~3/17

放射線量の測定をしています。期間中の測定の結果、空間放射線量は健康に影響を与えないレベルではありませんでした。測定は今後も定期的に行ってまいります。

## 福島第一原子力発電所事故による放射線の影響

※住民持ち込みによる食品等の放射性物質の簡易検査および空間放射線簡易測定器の貸出を無料で行っています。

問 環境放射線対策室  
(内線3366)

### 人権擁護委員の日・全国一斉特設人権相談所を開設します

6月1日(月)は「人権擁護委員の日」です。

とき	ところ
1日(月)	市役所2階相談室A・B
2日(火)	午前10時～午後3時 石巻中央公民館、桃生総合支所 雄勝総合支所仮庁舎 牡鹿総合支所
3日(水)	
11日(木)	

相談内容 いじめ、体罰、虐待、差別、隣近所のもめ事等

☎ 仙台法務局石巻支局・石巻人権擁護委員協議会 ☎・FAX 22-6188  
市総務課(内線4038)

### 境界・登記の無料相談

と き 6月2日(火) 午前10時～午後3時

と ころ 石巻中央公民館 第1・2講座室、和室

相談内容 ・土地建物調査測量・分筆・合筆登記・土地の境界  
・保存登記・売買・相続・贈与による移転登記  
・抵当権の設定・変更・抹消の各登記  
・官公署への許認可申請手続

**予約不要**

☎ 宮城県土地家屋調査士会石巻支部 ☎・FAX 83-4095  
市総務課(内線4038)

### 市営住宅についてのお知らせ

市営住宅(災害公営住宅を含む)入居者へ安全・安心で適正なサービスを提供するため、4月1日(水)から宮城県住宅供給公社に、住宅管理の代行および家賃等の徴収事務を委託しています。

#### 管理代行業務の内容

- ・市営住宅の募集業務(災害公営住宅の募集事務を除く)
- ・届出関係の受理業務 ・建物の修繕業務等

#### 徴収および支出事務委託の内容

- ・家賃と敷金等の徴収事務 ・市営住宅管理に係る支出事務等

#### 管理代行・事務委託先

宮城県住宅供給公社東部管理事務所

☎・☎ 宮城県住宅供給公社 東部管理事務所 ☎21-5657

☎ 市住宅管理課(内線5754)

### ハローワーク石巻「マザーズコーナー」のご案内

ハローワーク石巻では、仕事と子育ての両立のための情報提供や担当者による職業相談(要予約)等を行っています。

☎ ハローワーク石巻「マザーズコーナー」

☎95-0158 市商工課(内線3523)

お子さん連れでも  
利用できます

## 5月の相談あんない

### 行政

#### ●行政書士相談(要予約)

18日(月) 午前10時～午後3時 市役所2階相談室A・B  
相続・建設業等の許認可相談・法人設立ほか

☎・☎ 県行政書士会石巻支部 ☎22-8471

#### ●行政相談

11日(月) 午前10時～午後3時 北上保健医療センター  
13日(水) 午後1時～3時30分 河南総合支所第2庁舎  
13日(水) 午後1時～3時 石巻中央公民館楽屋  
27日(水) 午後1時～3時 石巻中央公民館楽屋

### 子ども

#### ●県東部児童相談所(石巻合同庁舎) 18歳未満の子どもに関する相談

午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く) ☎95-1121

#### ●子育てに関する相談(子育て支援センター)

午前9時～午後4時(土日・祝日を除く) ☎94-2366

### 介護

#### ●各地域包括支援センター ※( )内は担当地区

中央(石巻・中央)	☎21-5171	河北(河北)	☎61-1252
稲井(稲井・住吉)	☎93-8166	雄勝(雄勝)	☎61-3732
蛇田(蛇田)	☎92-7355	河南(河南)	☎86-5501
山下(山下・釜・大街道)	☎96-2010	ものう(桃生)	☎76-5581
渡波(渡波・荻浜)	☎25-3771	北上(北上)	☎61-7023
湊(湊)	☎90-3146	牡鹿(牡鹿)	☎44-1652

### 交通事故

#### ●県交通事故相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)

午前8時30分～午後4時45分(土日・祝日を除く) ☎95-1411(内線241)

#### ●交通事故に伴う自動車保険請求相談(そんぽADRセンター東北)

午前9時15分～午後5時(土日・祝日を除く) ☎0570-022808

### 暮らし

#### ●市民相談センター(市役所2階)

- ・市民生活相談 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

市民相談(内線2532) 家庭児童相談(内線2534)

- ・少年相談(内線2533) 午前9時～午後5時(月・火・水・木曜日)
- ・消費生活相談 ☎23-5040 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

#### ●弁護士による無料法律相談(内線2532・2533)

12日(火) かもめ法律事務所中尾弁護士

26日(火) 庄司法律事務所松浦弁護士

午前10時30分～午後4時

定員 1日9人(先着)

電話予約受付開始日時 1日(金) 午前9時

#### ●虐待防止センター(市役所2階)

- ・児童虐待相談(内線2539) 午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)
- ・高齢者虐待相談(内線2538) 午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)
- ・DV相談 ☎23-6614(直通) 午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

#### ●女性のための面接相談(市役所2階相談室B)

20日(水) 午前11時、午後1時30分、午後3時

定員 1日3人(先着)

担当 田口 京子先生(ウィメンズカウンセリングいずみ/日本フェミニストカウンセリング学会認定カウンセラー)

☎・☎ 地域協働課(内線4233)

#### ●法律(弁護士)相談

- ・仙台弁護士会石巻法律相談センター(石巻駅前ビル4階 穀町12-18)

午前10時～午後4時(土日・祝日を除く)

震災時被災3県に在住の方は刑事事件・法人を除き全て無料です。

☎・☎ 仙台弁護士会法律相談センター ☎022-223-2383

(受付 午前10時～午後5時(先着) 土日・祝日を除く)

※当日の相談予約・キャンセルは直接石巻法律相談センターへ

午前9時30分～午後3時 ☎23-5451

#### ●県政に関する相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)

午前8時30分～午後4時45分(土日・祝日を除く) ☎95-1411(内線241)

#### ●県消費生活相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)

午前9時～午後4時(土日・祝日を除く) ☎93-5700

#### ●震災に関する裁判所の手続き案内(仙台家庭・簡易裁判所)

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く) ☎022-745-6090

#### ●無料人権相談

11日(月) 午前10時～午後3時 北上保健医療センター

13日(水) 午前10時～午後3時 河南総合支所

15日(金) 午前10時～午後3時 河北総合支所

☎ 仙台法務局石巻支局 ☎22-6188

#### ●農家相談(河北総合支所3階会議室) 18日(月) 受付開始 午後1時30分

詳細については、事前にお問い合わせください。

※農地法許可申請受付期間 1日(金)～11日(月)

☎ 農業委員会事務局 ☎62-4826

#### ●年金に関する相談(石巻年金事務所)

- ・毎週月曜日(休日のときは翌日)は相談時間を午後7時まで延長します。
- ・休日年金相談 9日(土) 午前9時30分～午後4時 ☎22-5115